

貞丈雜記

十五上

73

6592

29



門 73
號 6592
29



眞文新記卷之十五

鳥目類之部目錄

- 一 錢之事
- 一 鳥目鐵疋と云事 三ヶ条
- 一 大判小判金銀之事 四ヶ条
- 一 古の枓の價之事
- 一 永殘之事
- 一 知行何石之事
- 一 料之要脚之事
- 一 古ハ合銀通圓無事
- 一 殘殘之事
- 一 丁百之事
- 一 菊繚之事 二ヶ条

雜記十五

目一

昭和十九年四月五日
東京市立中央図書館
蔵書印

鷹類之部目錄

- 鷹ハ武家秘宝非なり
- 鷹ハ男名ふべきなり
- 兄鷹の事
- 白鷹の事
- 兎鷹の事
- 雀絨之事
- せうハの事
- かりさい
- 兎隼
- 若鷹
- 片がし
- 法かし
- 諸片かし
- 鳥籠
- 網がけ
- 一冬屋
- 巢すけり
- 山がし

- 野され
- 巢鷹
- 小山さし
- さね娘さし
- 角鷹
- 鷹飼の祀
- 鷹の鞭
- 鷹うり
- おきく繩
- 鷹おまへ
- 公家さし
- 鷹おまへ
- 山臨からり
- 政頼流飯傍流
- 鷹の巻さき
- かいらり
- ちり毛
- たさめき
- 鷹の餌袋
- 鷹餌袋す法

- 鳥の首結ゆる馬
- 鷹一連とと
- みよりとと
- 布を束よ付
- 鷹の歩板馬
- 鷹のせき籠
- 軍陣架とと
- 軍陣正巻巻と
- 奉神巻と
- うき以結と
- 禁野とと
- この祢めと
- 鷹の尾の名周
- 鷹の後後
- 別足のとと
- 葬送の架とと
- 軍陣正巻巻と

物数之部目録

- 祝儀七五の数用と
- 折一合とと
- 鉦子をハ一枝とと
- 籠一領とと
- 鮫一尺 ニヶ兼
- 弓を一つとふと
- おの寸尺を定と
- 弦一條
- 蓋目一腰
- 神道ハの数とと
- 一具とと
- 鞆一口嚮一口
- 曹一劔
- 弓小一ちと二ちかと
- たうバらり
- 酒一献二献
- うは不一と二と
- 矢二筋を一と二と

- 保侶をハ一領と云
- 涉後をハ一合と云
- 抛子之事
- 扇風の事
- 簾の事
- 輿一丁と云事
- 綿裁屯と云事
- 扇風一よりひ
- 卷敷をハ一枚と云
- 香の敷の事
- 小袖の事
- 若何の事
- 墨臘燭の事
- 布箱あとの事
- 晝夜の時敷を打事

言語部 目錄

- 殿之字の事
- 何寺何院何軒等事
- 貝おむひた事
- 翁有と云事
- とのゐる事
- 沸うよひの事
- 弓射を云事
- あねこおぢこおむこ
- 伯叔父母の事
- 相忌物強
- 枕之字の事
- 飲樂と云事
- 貴人食物の事
- かこま事
- 上日事
- 酒をこん餘をかちん
- あにきと云事
- おやぢやん
- 強合期
- 仕合悪むい

一 無勿辨
 一 尋常
 一 故實と云ふ
 一 花飾といふ
 一 頓て禮との字
 一 花をおと云ふ
 一 涉意を以て
 一 稱唯と云ふ
 一 おこのまの
 一 涉の字
 一 比真と云ふ
 一 女のやうと云ふ
 一 無是といふ
 一 式正といふ
 一 婦くさといふ
 一 雜事雜役
 一 たる
 一 光緒光陰
 一 仁の
 一 今武家供と云ふ

一 ござんあれ
 一 料理と云ふ
 一 柝留と云ふ
 一 口ハこと
 一 支渡
 一 陰時と云ふ
 一 参賀
 一 そげくゝ小舎人
 一 陳
 一 何と云ふ
 一 お不と云ふ
 一 物惜と云ふ
 一 古書と云ふ
 一 申次
 一 叙用
 一 行用
 一 されこと
 一 園の事
 一 あや
 一 お志や

- いづづ
- けうが
- 眞かあき
- まり
- 火あや
- 面目
- 元興寺
- 見え
- 徑管
- せんきあらふ
- 如法
- 急外
- 無心
- 汁舎
- 杞のきおの
- かつひ
- 候
- おやせ
- 志
- ひんあ
- 口ぬ

- 魁弱といふ詞
- 失礼
- 馬鹿者
- ゆめく つらく
- 尾筋といふ詞
- 屁
- 陰莖
- 安否を問ふ詞
- 入眼といふ詞
- 濫吹
- 香を嗅く
- たまふといふ詞
- 思ひきこえ隠か
- 意樂
- 機嫌といふ

以上

貞丈雜記卷之十五

伊勢貞友

千賀春城

岡田光大

同 技

鳥目類之部

金銀類此部ニ兼入

一 錢^{ゼニ}

乃^{テウ}幸^{モク}を^{モク}鳥^ガ目^{モク}とも鶴^ガ眼^ンとも云^フる^{コト}錢^{ゼニ}の^シ形^ノ

錢^{ゼニ}といふ^{コト}鳥^ガの^シ目^ノ子^ノ似^シつる^{コト}故^ニ眼^ノは^シま^シふ^{コト}云^フ字^ノ見^ル

目^ノと^シ同^シく^シ又^シ鳥^ガ洞^ノと^シ云^フる^{コト}錢^{ゼニ}の^シ洞^ノを^シ作^ルる^{コト}は^シ

青^ノく^シち^シり^シあ^リま^リ

一 錢

を^シ料^ノと^シも^シ要^ノ脚^ノとも^シ云^フる^{コト}女^ノの^シ初^ノ了^ノお^シあ^リし^ト

云事料ハ物の代おの心之要ハかあめとよそは物
あくてハあゝぬむ之是も脚もあしとよむ字後
世とを名づりありくる是あろうことし依之料
是要脚あゝと云

一鳥目を貫文を百疋といひ百文を十疋といふは
將軍の時代北條相模入道當時我すくあして振との
奢をききあめの中は犬を多く集めかゝせてたの
し一みとす依之近國より付て犬を求るは月々の
まれば後ハ近國より犬を引よせたるは之の代り出させたる
出されて遠國より犬を引よせたるは之の代り出させたる

後犬一疋の代十文と出す十疋の代百文百疋の代を貫文と
錢を何疋と云る是より始りしと

一後を貫文を百疋といひ百文を拾疋と云る是異雜後

は書ハ室町殿の時代江州依本殿の
御臣中村をいさる記に書料是十疋廿疋といひ

此犬追おの時河原志犬をもあつる百疋をあてハ是貫文と
五疋疋をあてハ五百文と云之犬一疋ハ拾後ハあつるのハ十後
を一疋といひ百文を十疋といひ是是犬追おより物と云

一各目数疋と云るおの記はぬく或ハ言付入道犬を集めし
より起りとも云或ハ犬追おより始りとも云扱をよハ本監

本監三十三延應二年庚子九月廿日庚寅乃記文と云

人等ノ中任官之輩不_レ勒行役事依有其恐召進用途
之由今日有評定所謂左右衛門尉分人別百足左右兵衛尉
分人別七十匹左右近衛將監分人別三十匹内舎人分人別廿匹等
也不供奉行幸等者為_二每年後可進濟云々
此ハ濠倉也
單治家人禁
中ヨリ官位ヲ申シ受ケナカラ鎌倉ニ住居シテ禁中ノ御用ニ役
ヲ勒サルハ恐レアルニ依テ其代ニ用途ヲ禁裏工献ルヘキ旨定ラレ
タル也其官ニ依テ用途ノ多少本文ノ如シ
用途ハ役義ヲ勒サル代リ鳥目ヲ出ス役錢也古ハ金子小判小粒亦
ハ無_ク用途と云ハ用脚と云ハ同一多目のも_レ付既_ニ
百匹三十匹ホの稱あり延應の年号ハ高野入道の代より
ハ七十年稱以_テ希_ク毛を以_テ考_ルバ多目歳足と云ふ_レ
高野の犬のりより起る_レハあ_らま_らず_レま_りの_りより始る_レ

事_ノ奇異雜傳の説大進物より始ると云を正しとすし
一古ハ物の代物も違物もを自_ラり用ひ_テ大判小判小粒
あ_らま_らず_レ云物古ハあ_らま_らず_レ也_レ銀も今の丁銀ハあ_らま_らず_レ也_レ
金ハ砂金として金山より金を取り出し白きる_レる_レき_レ
てある_レを石をお_とり_テき_レ水_ニ入_レり_テ砂をゆ_りま_すて_レ金_ハ
くりを_とる_レも_あら_まず_レい_まも_も吹_くて_もす_くて_もき_レの_りあ_らま_らず_レ
代_々入_レて進物あり_テ々々_と旧記日砂金何_レと云ハ秤の量
目也大籠言礼秘傳抄_ニ金_ハ三十兩とあり言礼_ハ金_ハ
黄金五十兩銀百兩と在_ル予_ハ付_ク多_ク何_レ也_レ但_ハ不_レ昔_ハ
云_ハ道照愚_ハ系_ハ云_ハ禁裏_ニ持_テ進物_ハ一_レり_の時_ハ也_レ

東照權現宮の涉代慶長年中より佐渡の金山を初
徳圖の金山出采して金銀母を多くあり大東少御
小松の板も年々増長して天下の財寶とあり
かゝぬ板を感して古の金銀かうりし故金銀を物
の代あふまるといふ一西用すむるにあくたをす目
斗通用しと云ふ

一 大刺小刺小松の金銀元禄より始りて是を慶長
金と云ふ丁銀も同妙の始り

一 いまの四十六代孝謙天皇の代天平勝寶元年
陸奥國より始りて金を進上す

一 銀八十四代天武天皇の代白鳳三年三月對馬國より
始りて銀を進上す

一 いまの金の陸奥國小田と云ふ所より出たり万葉集
に家持の歌に天皇の代はさうえんとあつた云々
のく山よりと云ふ歌とありこの山と云ふは
百の山もあつたといふ金花山の事と云ふ危利往來
小島あつたといふは金の山太刀かき金銀の事
のたつたといふは物の代は通じたりといふは
伝説といふ事日記にあり

一 伝説といふ事日記にあり
尺素往來
就弱不名回彼無過分莫大之伝説天彼有能

名田トハタ、田
ト云事也昔ノ

一 法属産物として元切米拾貳石より多くは中世を伴
越は以此兵庫の賣買を名を以て倉三が五層の地
土のくみ新左衛門中江を以て恒産を以て

十二月二日

林甚五郎

岡村君若菜の取

佐野控助取

飯尾五右衛門取

右ハ天文九年の幸に是より凡百年程ハそのとき價
高トシテ元より一寛永の頃の未ハ本綿一疋六百
文位之米もこれに随ひ高くあり元禄の頃米一石の代

銀百日本綿一疋の代を貫と云ふ百文とありと又七八拾
石の米價もそれより少流の言中ありればはるがりの
時代ありしなりと云ふ事ありし也 右或言はるるは是なり是を
以て世のかかりありしなりと云ふ
錢百文古ハ丁百之近代九拾六文を百文とす是ハ寛永
年中寛永通寶を鑄られし以より始り也 丁百ハいづれも
細ありしなり
右は寛永の細よりけられず九十六文の時ハいづれもこまなりはけり
つらなりはしと云ふ事ありしなりはけりつらなりはしと云ふ事ありしなり
九十六文を
百と云ふ事ありしなり

一 知れず百石を永指費文と古定のしは永と云ふ
永樂錢の 永樂西宮の
の流あり 永樂錢ハ大明の二代めの天子
太宗皇帝の代永樂九年は鑄られしは後之日本

同卷廿九、以卷箱十疋南庭一被充布施物、同卷三十同
 シ文アリ其文ニハ卷箱十疋南 延一トアリ又卷卅二モ南廷見
 タリ。○墨又蠟燭ナトノ類ヲ一挺二挺トイフモ其カタチホフ
 長クシテ挺ノ如クナルユヘ一挺二挺トイフ也南廷ノ延モ其意
 ニテ挺ノ字ナルヘシ挺ハ杖ナリ古ハ金銀ヲ錢ト同シク通用スル事
 ハナシ金モ銀モ板ノ如クコシラヘテ板カ子ト云又竿ノコトクシテ
 竿カ子ト云是ヲ進物ナトニモスル物也フノ板カ子サホカ子ヲ
 切テ武具其外道具ノカサリナトニモ用ヒシ也古書ニ金五
 十兩トト、有ハ秤目也今ノ如小判五十兩ノ事ニハアラズ

知行何石と云事ハもハ何費文といひ一ありあり
 記テ、永拾費文を百石といひ一ありあり考合せ

鷹類之部

一 鷹をばふるハ武家の家実ヲ何ぞも公家より出る
 るハ武家ハ鷹の事知らざといひ、れをといへば、
 ハあざむる申舊記よりたう書札新く、さあま云、
 別鷹の道ハ年禁内と申し、てハ武士ハ人よりいへ
 不苦奏志等あざむる鷹を渡し、ゆるまといへ
 鷹居鷹居の事、めいよせいんと申ても又ホコ架まつおれ
 といふてもゆるる、のちまい申鷹ハ公家のあま
 比佐内時各禁内と申す、末練の事云々禁業

の御尊を古く持明院殿のあぐらうりやされしと
今もその御持明院殿と云ふあり定めて尊の
御実をまゝかよけ侍らるるあり

一 是くも尊ハ男を小きくして女を大あつ物ハ尊
のあつ花

一 兄尊ハ男ハオホタカ弟尊ハ兄尊の女ハ男を小きか小
といふ女を大あつ物ハ男を小きくして女を大あつ

一 白尊ハ日本ハハ朝鮮國より海を霧雁ヒシクヒ鶴ヒシクヒを
を御するあり

一 兎尊ハコノリいまたこの男ハ鶴ハハイタカこの女の女ハ新コノリ也

たうともいふはいたうたうたう

一 雀エツサイ緘ハはもの男ハ雀ツ鶴ハはもの女ハ大サヒひ

小尊を又又たいたさいぎをとも

一 さくばく小尊コハヤブサハ大サもく物ハ徳尊の餌がりを
さくばく小尊をさくばくばくをとも

一 かりさいも小尊也

一 兎尊チゴハはるま回ハ大サハ多とくさ

一 兎尊コノリ以下を小尊と云

一 若尊ワカタカ御まをさくばくをさくばくキタカとも物尊アラ云

一 片が下りといふ二年経つるを云格ナゲ鷹と云

一 諸が下りといふ三年経つるを云アラ鷹と云

一 諸片が下りといふ四年経つるを云

一 鷹と云い四年の秋より十年廿年をも鷹

と云

一 網魚アガケといふ年生れしを七月より冬の日まで

まで取りしを鷹の事といふ鷹をせぬゆ

えい

一 鳥ヒトヤといふ年二トヤハ即年

一 鷹スといふ今年生れしを七月まで

一 鷹を云七月末あつたあつたといふ

一 山シラといふ山といふこと

一 野ノといふ二月より内まで鷹を云山とい

ふ鷹を云鷹の野心つてつひまで

一 鷹ハ鷹といふ鷹の内よりあつたといふ鷹の時ハ鷹の時

一 鷹ハ鷹といふ鷹を云

一 小山シラといふあつた鷹の正月十五日より内

一 鷹ハ鷹といふ鷹を云

一 鷹ハ鷹といふあつた鷹の正月廿日以後は鷹

一 鷹ハ鷹といふ鷹



鳥の尾とい其の末より羽ぬけ有てをよむりて
生(い)のふを云

角鷹クマタカと書てふ鷹とよむ之矢の羽は鷹の羽
と云ハくまたこの羽の多したるの鷹の羽ハ矢の羽
よハ不用也

鷹の鞭ハチハゆちと云馬の鞭ハむちと云との所
ありあやまりて馬具の類ハ記はる右へ一鷹の鞭
ハ本名鷹ハチあゆちと云也

鷹タカの羽ハ山タカの物と云ハ雜子山鳥ハチと云ふものの
羽ハチハ田ハチの物と云ハ雁鴨ハチ鶴ハチなどの類を云ふ

一 おき縄と云ハ鷹をあげける縄ハ水縄と云ハ水オホオ
あひせり縄ハ屋敷と云ハ鷹をつる縄ハ大指オホオの
鷹をつる縄ハ

夫木抄家集
鳥羽仲正の
あき人のむを
とらへはこら
鳥のきりすり
けえとらふ

鷹ハチの羽ハ鷹の羽ハチを木の枝ハチに付たるもの
其枝ハ何の木ハチにもあれを木ハチといふは梅ハチ桜ハチの
枝ハ花ハチひもきたりよハ付けむつがくる枝ハチ又ハ
花ハチありける枝ハチに付てし毛ハチ子細ハチハ鷹ハチの追ハチれと云
ふは鷹ハチを花ハチちりくる心ハチしつがこいたやと云
ちりぬ物ハチあればつがきたるちりたる枝ハチに付てし
是鷹ハチの羽ハチの家ハチの友ハチと云ふ伊勢ハチ物ハチは梅ハチの

この款は誤和
尚の書一頁を
見せしむ

つらう杖よきどを付するをま末抄よお梅の
杖よきどを付するをま是かいつのたきつれし
志しむるあれが故実よかきぬ
志を杖よ付するを
より末四段目より

唐土よてハ鷹を志のよよきぬ南宗書よ右
臂ハ鷹左宗狗とあり又古款よき鷹の元
よりきききかひるしむりう人ハ志しき元
ハ志しき鷹を志しき元し武家ハ志しき

一 一 江家次才よ云左宗居鷹右執背雜杖と云
或説よら家ハ右ハ鷹を志しきと云ハ誤し
鷹の志しき鷹をつらう志しき鷹と云ハ誤し

徳うらると云ハ山の物と田の物とかけ掛かひる
山の物と田の物と 田の物おれと云ハ田徳といはぬハ山徳と
の物と云ハ

云ハ一其いしれハ鷹と云ハ山の物を志しき
幸武よされを鷹の志しきハ雜字の志しきされハ
田物ありとも山徳といはぬハ本儀ハ田徳といは
半ハあき名目也

一 鷹の家兩家あり政頼流誣訪流と政頼流の
元祖ハ唐崎大納言政頼と誣訪流の元祖と
祿は神平と古ハ天子の由鷹をハ持明院殿あ
づるまひしと云ハ鷹の故実よの志しき人

ら表ありへ

鷹の首と云ハ雛子の首と云外ハ鷹のうづら鷹
のひげり鷹の齧あり 今鷹の志を云上古日本
鷹の志
耳ハ時ハ昔雛子を云々
せし表の事あり

鷹の首のかいらちと云ハ首を鷹の死する時その首
のむすを小刀でとぎてきつを云出ししと鷹の
の餌は餌之を小刀でとぎてる口をかひらちと云
人はとぎてもかひらちを人の首へむけて出さかひ
らち當就にかひらちと云首の布ろ毛を死にそれ
にて結と云あり

鳥の布ろ毛と云ハ首の口さの中の羽

たうしぬきと云ハ鷹の首の籠コテ子の首とたぬきと云

子首と鷹ヨウ鞆コウと書てしつしぬきとよむし鞆ハ

こてと云字ハ鷹の首首よ云鷹たぬき長サ四寸
八分但身よむらへし 籠はひらき四寸裏よ二寸斗
皮をぬしたるべし云々

鷹の餌袋の餌袋といふも袋はあらず
外籠といふもこの事緒の結はらうと

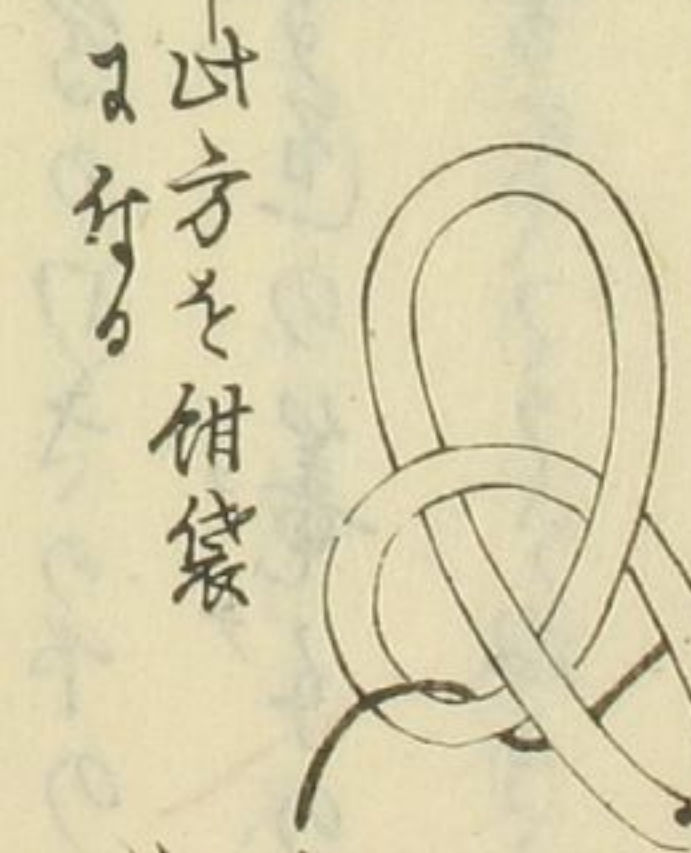
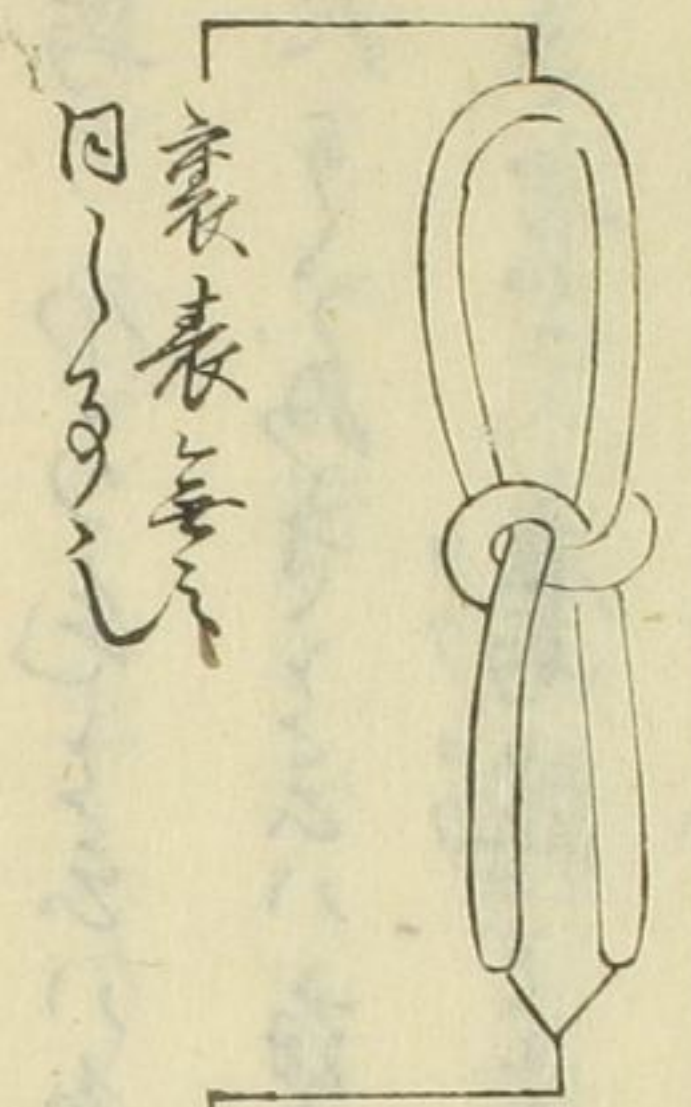
ぎは首のつびと云結ひ指ありしと云いしうらと云
結の端うら出ると首の首と云ハ口より出ると一
首の首をけし結ひ指ハ鷹の首の知りし尋ねる

一 け結包色結記に記し、香の首巻取の
 知るべし
 光大曰包結記に記し、香の首巻取の
 結びやう、香の付袋の圖、本次は補入也

一 香の付袋す法、あづか、ハ、香の付袋、あづか、ハ、清少納言

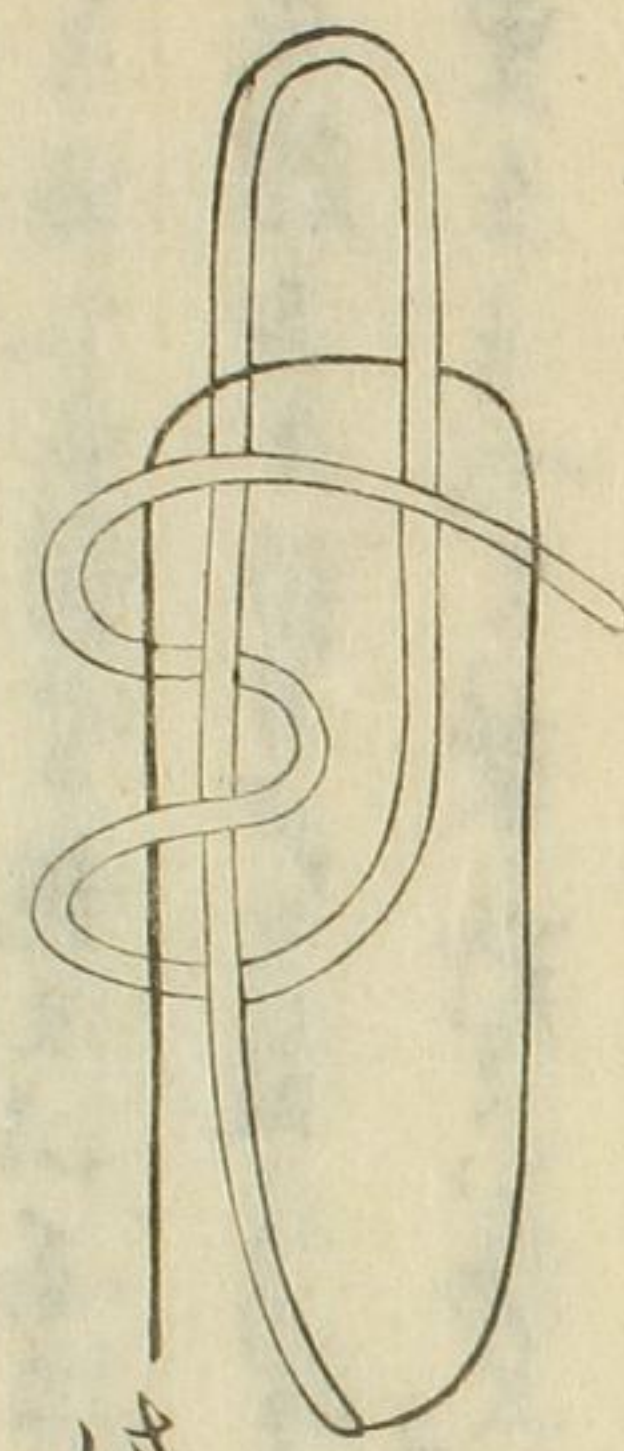
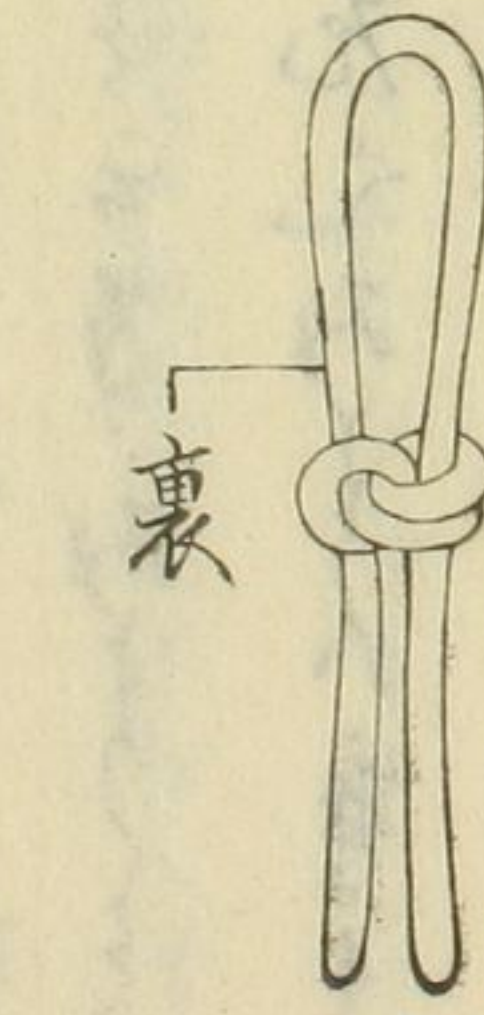
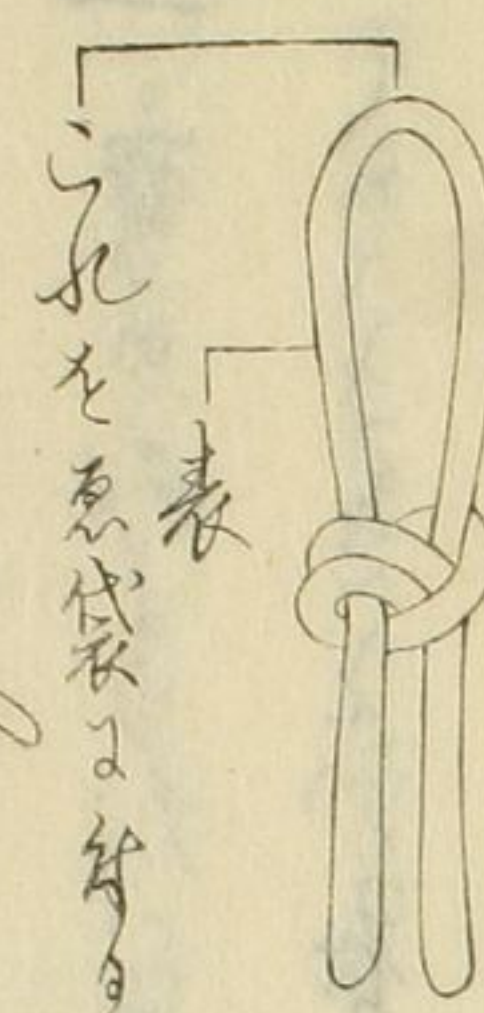
枕草紙よ、云おけき、き、よ、き、カ、の、法、所、く、ご、ま、の、
 家、付袋、す、ま、の、ま、ま、と、何、り、
 付袋を、あ、ご、ご、ま、
 云、付袋、と、い、ご、ご、ま、

竹又ハ、草、あ、ご、ま、と、何、り、
 あ、ご、ま、と、何、り、
 香のくび結やう

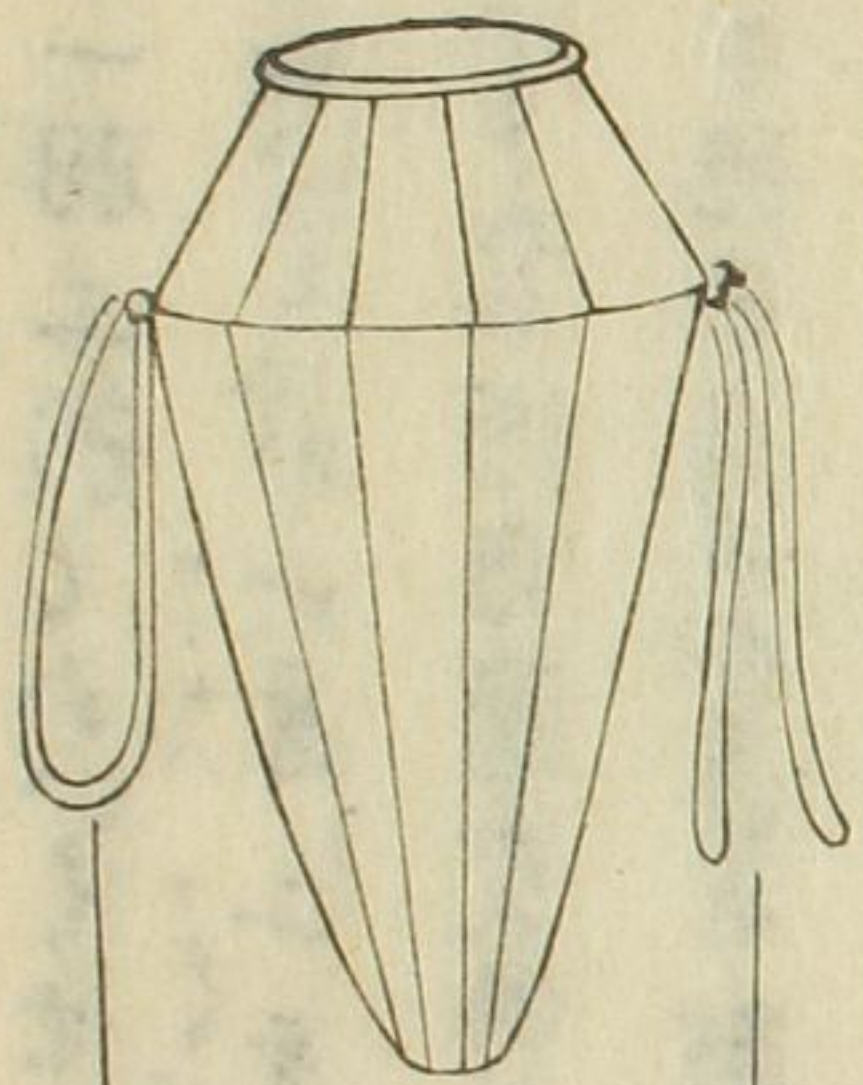


け馬引のぬり通し
 香のくび結

〇 け結やう



け馬引のぬり通し



付袋の圖

一 鷹ハ一羽二羽といふも亦一連二連といふ鷹犬の正

二足といふも亦一牙二牙といふ

一 禁野と云ハ河内國交野ハ禁野といふあり天子の

法狩の地也よのつきの殺生を禁断せしむる故禁野

と云ふ古惟言親王時あり狩し給ひし金色の三足

の雉子を好むをそれよりして禁野とある所ハその

里をまづて禁野といふ也

一 鷹のみよりたゞて鷹といふも鷹の古あり

といふ事とハ鷹の丸のみよりハ鷹を丸のこゝろに

て我々の事ハ奇なる方ある所ありと云ふ事あり

ハたよと云ふとも鷹の丸といふも鷹を丸といふ

のこゝろに鷹といふも鷹の丸といふも鷹を丸といふ

といふ事ハナもタも通じぬ也たよと云ふも鷹を丸といふ

この事めると云ふ事の雉子の女を云ふ

一 鷹を禁野の所あり源氏物語行幸の巻ハ花人の在

つゝの尉をば使はせきざり一杖たてまつるを給はる河

海抄云竹藪の所ハ葉言七尺五寸普通の柏木より

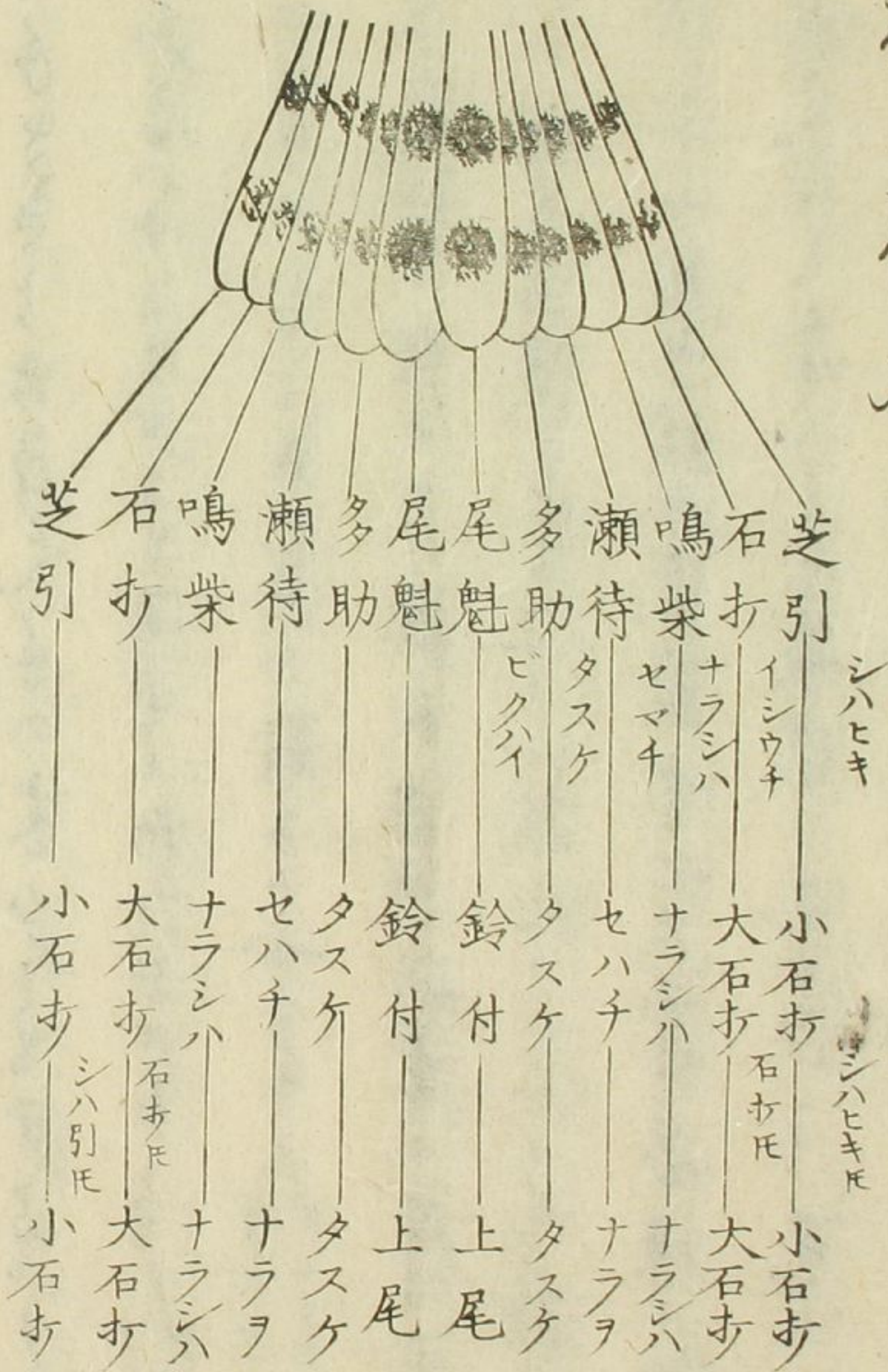
葉せげく高くして表裏は毛おひり尾をを付は

と云ふ一説云ためん志ばといふあり年内の立枝を

いづく旗をたよあげてつゞり雌をさけて竹を

暗をあけてつく春ハ暗を當るも有之 付口傳あり

鷹の尾の名



以上白鷹記 以上鷹口傳 以上鷹當流次第

○白鷹記 永和三年卯月六日前関白良基公記

○鷹口傳書 嘉曆三年二月廿三日書馬平

○鷹當流次第年代未詳 古書

一鷹の赤板のすけ板の名をうち板と云ハ鷹のめんをうちと唱ふめんを更る板ありよりうち板といふ形ありて存す魚りあり思ぬとい

赤板之圖



一縁高サ六分
一長貳尺三寸六分
一横壹尺五寸五分
但々厚さ一内り



一縁高サ九分
一長貳尺五寸五分
一横壹尺三寸八分
但々厚さ一内り

一 魯を待取渡する時魯居る。節中たうめんをす。
 りみひに時ハ板はてまらうのこ兼る用言す。板あり
 とす。ハ廟をひらき魯居る。下は魯へ。待を後
 してもあく魯久く。生爰は居て出。河の右の元
 待あり。

一 魯のせき徳の事。攝政魯百者。秋の征。せき徳とす。
 魯をつく徳。又云魯のせき徳を考て。是をて魯を
 仕へん。徳ハ大徳の事。大徳ハ魯のあ。かをわひ
 けり。徳ハ。下。ハ。居る。も。架。よ。つ。あ。ぐ。も。大。徳。を。用。る。
 大徳の一名せき徳といふあり。

一 ^{ベツク}別是の事。維子の中を別是と云。通集。龍山。魯百
 首。云。待。け。ひ。の。事。昔。ハ。禁。野。の。維。子。ハ。守。明。と。て。是。
 月。三。あり。と。注。を。合。せ。る。に。魯。を。と。り。こ。ろ。一。は。化。を。
 也。を。待。け。け。を。た。と。出。彼。化。を。と。り。を。と。り。を。あ。ん
 それより待けけハ。始りて。荒魯の。か。い。日。を。と。り。か。か
 とい。待。け。け。不。合。す。れ。ハ。あ。く。一。は。又。月。三。維。子。の。是。を。別
 是。と。云。あ。く。ハ。昔。ハ。禁。野。の。維。子。より。起。り。て。南。村
 あ。あ。ぐ。ち。是。と。云。あ。く。れ。と。維。子。の。是。ハ。限。を。た。れ
 別。是。と。云。あり。と。云。え。え。り。禁。野。と。ハ。河。内。國。交。野。ハ
 禁。野。と。云。あり。天子。の。法。將。一。路。ハ。地。之。は。い。は。れ。ん。

籠子の巾をバ列と志付て當腕する古書

一 軍陣より冠を結るホコ尚流傳秘決改頼流云

款の方へ向て了結指より裏に冠本を結繩を一寸

うけし結べし架衣も款の方へ向てつるべし

こゝろへ向て可繫ツナグ指ははる但條の結を逆指して

口をのり指は可繫指繩を架衣のうへへつて可繫

又冠のあすの服は結時ハハ例式結べし

一 葬送の冠は架を結る同書云本本もうら本の方

本本の方へあびけて結く是をあら架のうへへつて

軍陣の架の結は同し繫指ハ然繫之北向つる

べし本本西方へ成べし右冠のあは結く

一 軍陣へを帯のり同書云山結春秋も刀を返すべし

是一刀より切て外ハハ

一 軍陣へを鷄雲雀換指のり同書云は但上下共

竹の切口を刀を返一刀より切く

一 衣神帯より同書云衣神帯は志付をちのりて珍

は付る志付の長サ角帯ハ一寸ハハは一寸四寸切く

ちのり指上は一寸中は一寸末は一寸を指はちのり

以上七寸ちびべし珍は志付を添て尾結を付べし

見帯は付る志付ハ長二寸八分一寸四角切てちのり

五のしよのう中の一ツあるはふとをむづ〜終り
そ〜す〜

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 一ツ and 終り）

